

■□■ 資格問題の諸情報・電子版速報 No. 25 ■□■

心理職の国家資格化を推進する議員連盟
総会が開かれました。

1. [ごあいさつ] 電子版速報No.25 の配信にあたって
2. [公認心理師法カリキュラム等検討会報告書が出され、議連総会が開催されました]
3. [臨床心理士関係団体関連の動き] (1) 当会 / (2) 日本心理臨床学会 / (3) 日本臨床心理士資格認定協会 / (4) 日本臨床心理士養成大学院協議会
4. [他団体等の動き] 日本心理研修センター、三団体会談、日本精神神経学会

1. [ごあいさつ] 電子版速報 No. 25 の配信にあたって

「公認心理師法」の施行まぢかになりました

会長 津川 律子

一昨年9月16日に公布されました「公認心理師法」の施行がまぢかになりました。昨年9月に開始された「公認心理師カリキュラム等検討会」がこの5月31日で終了し、報告書が出され、厚生労働省のホームページで公表されています。9月15日までの法施行にむけて一区切りということから標記の議連総会が6月15日に開催されました。今後の予定などが少しずつ明確になり、国家資格受験に向けて「現任者」の要件等、会員の皆様のご関心も高いので、電子版速報を配信させていただきます。

当会ではこの6月4日の代議員会をもって役員体制が新たになり、会長に津川律子、副会長に高橋幸市、徳丸享、専務理事に奥村茉莉子、常務理事に江口昌克、高田晃、花村温子が就任いたしました。引き続き会員の皆様に情報をお伝えし、視野を広くもって関係方面の動きも考慮しつつ、必要事項に対応して参りたいと存じます。

当電子版で前会長が繰り返し書かれていますように、大きな変化の時を迎えています。公認心理師法の立法精神に叶う専門職として、職能の間口と懐を拡げて、社会の課題に取り組む技量の研鑽に更に励んで参りましょう。

2. [公認心理師法カリキュラム等検討会報告書が出され、議連総会が開催されました]

(1) 報告書

報告書の全文は [「公認心理師 厚生労働省」](#) で検索しますと見ることができます。
以下は議連総会で配布された報告書の概要というプリントです。

公認心理師のカリキュラム等検討会報告書の概要について

〔公認心理師法は平成27年9月9日より成立、同年9月16日に公布。
本検討会は平成28年9月から開催し、平成29年5月31日に報告書を取りまとめた。〕

1. 公認心理師のカリキュラムの到達目標

- 公認心理師国家試験の受験資格を得るまでに達成すべき到達目標を整理した(24項目)。
※公認心理師としての職責の自覚、問題解決能力と生涯学習 等

2. 公認心理師となるために大学等で修めるべき科目

- 大学において修める科目は25科目とする。うち、実習については、80時間以上を実施。
※実習については、保健医療、福祉、教育等の分野の施設において、見学等により実施。
- 大学院において修める科目は10科目とする。うち、実習については、450時間以上を実施
※実習については、見学だけではなくケースを担当する。医療機関(病院又は診療所)での実習は必須。

3. 大学卒業後の実務経験

- 文科大臣・厚労大臣が認めるプログラムにのっとり業務が実施されている施設において2年以上の実務経験。
※プログラムとは、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(要心理支援者に対する相談援助等)の業務の実施に関する計画。標準的には3年間でプログラムを終えることを想定。

4. 受験資格の特例

- 法の施行日前に、大学又は大学院に入学した者が認められる受験資格の特例については、
2. で定める科目のうち5割程度の科目を修めていること。
(いわゆる現任者について)
○法施行の際現に、5年以上(常態として週1日以上勤務している期間を通算)心理に関する支援等を業として行い、所定の講習会(30時間程度)の課程を修了した者に受験資格の特例を認める。

5. 国家試験について

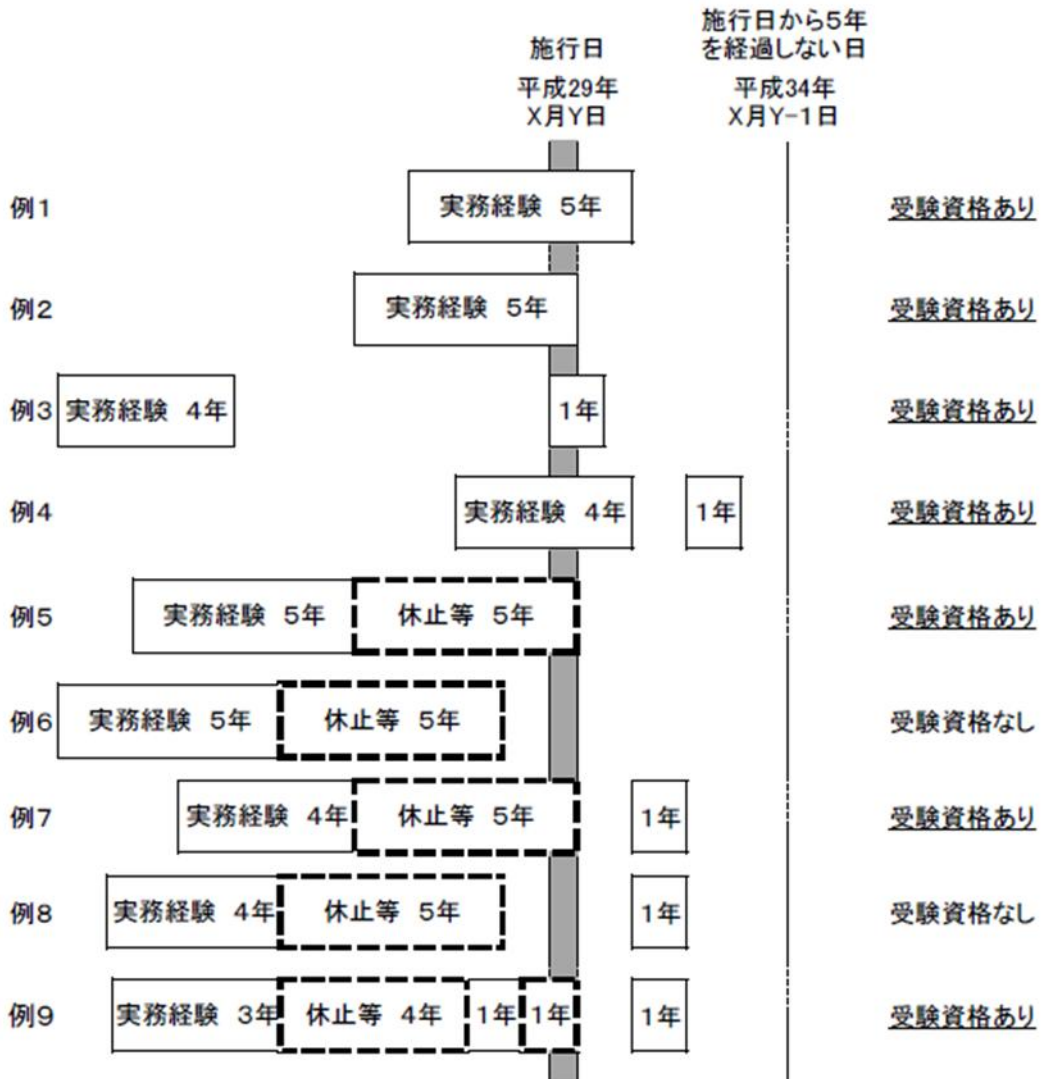
- 公認心理師として具有すべき知識及び技能について出題。
マークシート方式として150～200問程度を出題。合格基準は正答率60%程度以上。

このうち、4. にある講習会の内容には公認心理師の職責、五分野の法制度、精神医学が含まれるとの口頭説明がありました。

また、現任者については以下の説明がカリキュラム検討会資料で公表されていますのでご留意ください。すなわち法の施行日に勤務実態があるか又は休止してからの年数が5年未満であることが必要です。

公認心理師法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)の期間の考え方について

公認心理師法附則第2条第2項に定める「その他その者に準ずるもの」として、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者にも受験資格の特例を認める場合の例である。



例1～4は法の施行の際現に業を行っている者。

例5、7及び9は、施行日において当該業務を休止等した日から起算し、5年を経過しない者として受験資格の特例を認める。

(2) 心理職の国家資格化を推進する議員連盟総会について

総会は6月15日午前11時から約40分間、衆議院第二議員会館会議室で開かれました。関係団体として、当会からは徳丸副会長と奥村専務理事が出席しました。臨床心理職国家資格推進連絡協議会から村瀬嘉代子氏、医療心理師国家資格制度推進協議会からは林道彦氏、日本心理学諸学会連合から野島一彦氏と沢宮容子氏、日本臨床心理士資格認定協会が

ら馬場禮子氏、日本臨床心理士養成大学院協議会から川畑直人氏、精神科七者懇談会から佐藤忠彦氏と紫藤正彦氏が出席しました。関係省庁として文部科学省初等中等教育局から三谷卓也健康教育・食育課長と中村徹平同課長補佐、厚生労働省社会・援護局から堀江裕障害保健福祉部長、田原克志精神・障害保健課長、森信二公認心理師制度推進室長が出席されました。

会議は衆議院議員山下貴司議連事務局長の進行により、同河村建夫議連会長挨拶、同加藤勝信議連幹事長挨拶の後、関係団体から当会の徳丸副会長の挨拶、資格認定協会の馬場禮子顧問の挨拶がありました。

河村会長は公認心理師法の公布に至る長い年月を振り返る挨拶をされました。加藤幹事長は法の施行に向けて進んだこと、公認心理師は塊として活動し、今後新たに生じてゆく社会の問題に対応してほしい、議員としてはその活動の場をそれぞれの領域に広げてゆくことに協力したいと話されました。また、現在 124 名の議員が議連に加盟しており、入会意思を表明されている議員も含め 140 名の議連になっていることを報告されました。

当会の徳丸副会長はこれまでの議員の方々のご尽力に御礼を申し述べ、われわれとしては公認心理師法の立法精神を実現してゆくために心理職の技量の向上に今後も努力する所存と述べました。認定協会の馬場禮子氏はこれまで 3 万人を超える臨床心理士ががんばってきたこと、これからも公認心理師との共存共栄をめざして、互いに育て合う形で社会の役に立ちたい、と述べられました。

その後、省庁からの報告として、配布資料に基づき、公認心理師法施行に向けた公認心理師カリキュラム等検討会報告書の説明がありました。また、法の施行は文科省、厚労省の共同省令となること、第 1 回の試験は平成 30 年の 9 月に行われること、本年 7 月に大学への説明会を予定していることが口頭で伝えられました。(資料 1、資料 2、資料 3)

出席された議員は以下の方々でした。

三ツ林裕巳衆議院議員（埼玉 14 区）、岩田和親衆議院議員（九州比例、佐賀）、神山佐市衆議院議員（埼玉 7 区）、高橋ひなこ衆議院議員（東北比例、岩手）、金子恭之衆議院議員（熊本 5 区）、左藤章衆議院議員（大阪 2 区）、石崎徹衆議院議員（新潟 1 区）、

それぞれに地元県士会との関わりなどを報告されました。なお三ツ林議員からは医師の指示をめぐる今後の運用についての質問があり、厚労省課長から、運用についてはまだ整理されていないが、考え方としては病状が悪化しないように、ということがその目的と聞いているのでそのように運用したい、との回答がありました。

最後に衆議院議員鴨下一郎議連会長代行から、20 年かかったこと、この資格化が政治との両輪でなされたものであること（議員立法）を後世の若い人たちにも語り継いでもらい

たい、われわれも行く末を見守りたいと述べられました。河村会長からも改めての公認心理師への期待の言葉を述べられ、また、議連は今後、職域が広がることを支える議員の会に名前を改めて存続するので、各団体とも一つの船に乗ってよろしく願いすると表明されました。議連の新たな名称については河村会長に一任され、拍手をもって閉会となりました。



3. [臨床心理士関係団体関連の動き] (各団体のホームページをご参照ください。)

- (1) 当会
- (2) 日本心理臨床学会
- (3) 日本臨床心理士資格認定協会
- (4) 日本臨床心理士養成大学院協議会

-
- (1) 一般社団法人 日本臨床心理士会 <http://www.jsccp.jp>

これまでの国家資格関連情報は当会のホームページのトップページの上にある「お知らせ・提言資料集」のところに国家資格関連情報をご参照ください。また当電子版速報バックナンバーもそこに掲載されています。

前述のとおり、6月4日の代議員会をもって新たな役員体制になりました。今後は7月9日と7月23日に各委員会・プロジェクトチームの委員長・代表の承認と委員の承認のための理事会が予定されています。理事の名簿は当会ホームページからご参照ください。

- (2) 一般社団法人 日本心理臨床学会 <http://www.ajcp.info/>

昨年(平成28年)5月に理事長、業務執行理事、理事等の改選があり、鶴光代氏が理事長に就任しました。平成29年度の秋季大会は11月18日~21日にパシフィコ横浜で開催されます。公認心理師関連の学会情報は学会ホームページをご覧ください。

- (3) 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 <http://www.fjcbcp.or.jp/>

公認心理師関連では臨床心理士が公認心理師との共存共栄をめざしていることを表明しています。

- (4) 日本臨床心理士養成大学院協議会 <http://www.jagpcp.jp/>

「公認心理師カリキュラムをめぐって」を研修テーマとする第4回FD研修会が、平成29年7月9日にアルカディア市ヶ谷にて開催されます。同HPをご参照ください。同協議会に所属していた臨床心理分野専門職大学院6校が、臨大協に所属のまま、別途「臨床心理分野専門職養成大学院協議会」を設立し、会長に増田健太郎氏が就任されました。

4. [他団体等の動き]

- (1) 日本心理研修センター
 - (2) 三団体会談
 - (3) 日本精神神経学会
-

(1) 日本心理研修センター <http://shinri-kenshu.sakura.ne.jp/>

平成28年4月1日に公認心理師国家試験の実施機関として指定されました。評議員体制、理事体制についてはホームページをご覧ください。平成29年4月から事務局を試験機関として運営するために移転し事務局体制を拡充しました。

(2) 三団体会談 <http://3dantai-kaidan.jp/>

公認心理師カリキュラム等検討会においてさまざまに意見提出し、また要望書を提出しました。

(3) 日本精神神経学会

精神科七者懇談会心理職の国家資格委員会と合同の会議を引き続き開催しています。

.....

資料1.

公認心理師法に関するこれまでの経緯

平成27年

- 7月8日 公認心理師法案提出（提出者：河村建夫議員外6名）
- 9月2日 公認心理師法案撤回
公認心理師法案提出（提出者：衆議院文部科学委員長）、「心理専門職の活用に関する件」決議
- 9月3日 衆議院本会議可決、参議院送付
- 9月8日 参議院文教科学委員会可決、「公認心理師法案に対する附帯決議」決議
- 9月9日 参議院本会議可決、成立
- 9月16日 公認心理師法公布（平成27年法律第68号）

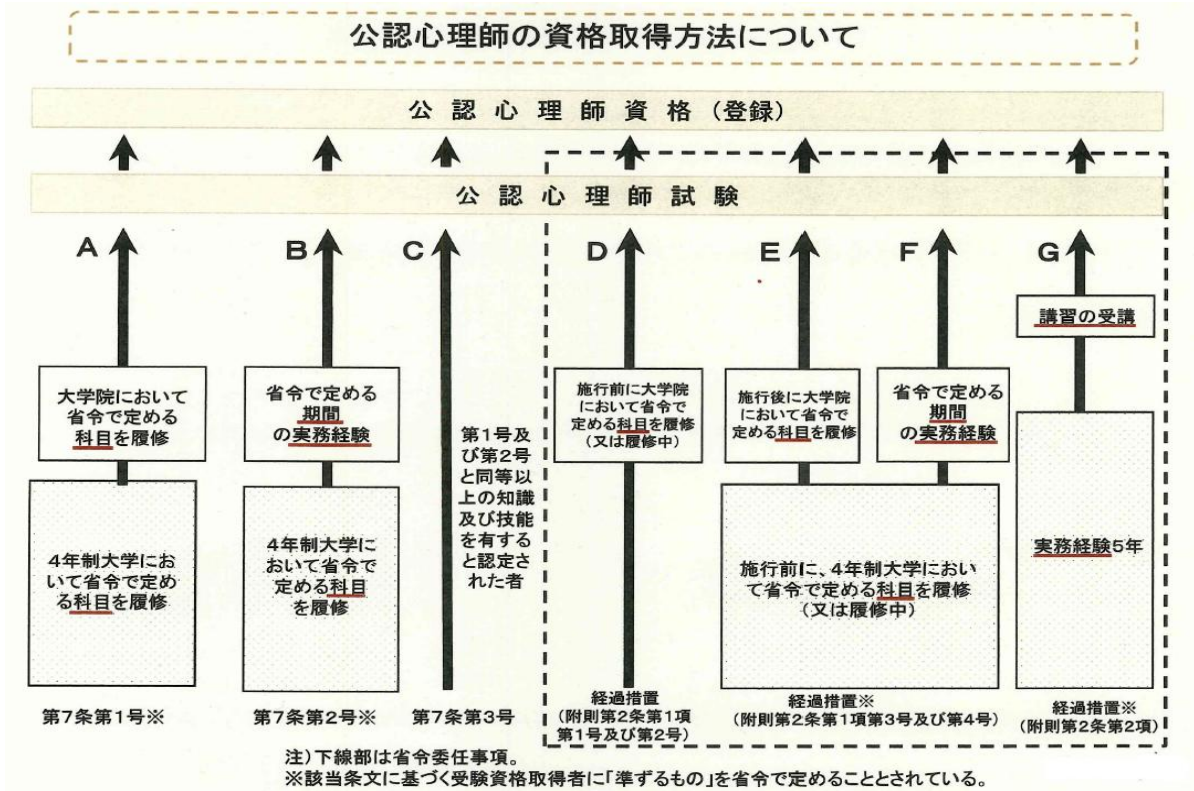
平成28年

- 3月15日 公認心理師法の一部施行（指定試験機関に関する部分など）
- 4月1日 指定試験機関として一般財団法人日本心理研修センターを指定
- 9月20日 公認心理師カリキュラム等検討会を開催（検討会5回、ワーキングチーム8回）

平成29年

- 3月30日 公認心理師カリキュラム等検討会のワーキングチーム素案とりまとめ
- 5月31日 公認心理師カリキュラム等検討会報告書とりまとめ

資料2.



資料3.

